

諮問第45号

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求に対し、札幌市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）がその一部を非公開としたことは、結果として妥当であると認めざるを得ない。

第2 審査請求に係る経緯

1 公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成15年6月17日、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「札幌市立藻岩中学校（以下「対象校」という。）における平成11年度及び12年度の2学年宿泊研修並びに平成11年度修学旅行実施に当たっての、決算報告書、領収書、納品書、請求書等」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 一部公開決定

実施機関は、対象校における平成11年度修学旅行の決算報告書を対象公文書として特定し、特定の個人を識別できる情報を非公開とした上で、その他の部分を公開する決定（以下「原決定」という。）を行い、平成15年7月1日付け公文書一部公開決定通知書をもって請求人あて通知した。

なお、本件請求に係る他の対象公文書である、対象校における平成11年度及び12年度宿泊研修に係る決算報告書、領収書、納品書及び請求書並びに平成11年度修学旅行に係る領収書、納品書及び請求書（以下「非公開公文書」という。）については、不存在につき非公開とすることを当該公文書一部公開決定通知書備考欄に付記した。

3 審査請求

請求人は、原決定のうち非公開公文書に係る決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条に基づき、同年7月8日付けで審査庁である札幌市教育委員会に対し、審査請求を行った。

第3 請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

非公開公文書を公開するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

非公開公文書は、保存期間が5年と定められているものであり、これを存在しないとするは明確に不当・違法である。

第4 実施機関の説明要旨

1 非公開公文書

対象校では、非公開公文書を年度及び事業別に経理関係書類としてまとめたファイルに入れて管理していたが、当該ファイルは、PTA監査委員による監査を受け、その結果を文書にて関係する保護者に報告した後にいずれも所在不明となっており、非公開公文書についても同様である。なお、非公開公文書と同種の公文書で他の年度のものについては、基本的には現存する。

2 調査等の実施

(1) 本件請求に係る調査

非公開公文書については、対象校にて以前より所在不明につき搜索を続けているところであるが、本件請求に係る対象公文書の特定に関し、実施機関の職員が実際に対象校へ赴いた際、現地調査及び事情聴取等を行っている。

その結果、引続き所在不明であることから、非公開公文書は現存しないとの判断を行ったものである。

(2) その他の調査

本件請求と同じ又は一部重複する内容の公文書公開請求は、平成14年9月から、原決定に対する審査請求に係る諮問を審査会に行った平成16年1月までの間に複数回提出されている。

実施機関は、これらの公文書公開請求を受理した都度、対象校に対する事情聴取等を行ったことはもちろんであるが、現地調査も複数回行っている。

さらに、校長・教頭を通じて対象校の全教職員に周知し、個人保管の有無、あるいは一時的に使用したまま本来の保管場所ではないところに返却していないか等の確認を行い、また対象校から他校への異動者に対しても所在の手掛かりについて調査を重ねてきた。

しかしながら、当初の状況から変化がないところである。

第5 審査会の判断

1 非公開公文書

(1) 概要

実施機関の説明によると、非公開公文書は、宿泊研修及び修学旅行の実施に係る支出の証拠書類及び決算報告書であり、対象校においては、通常、当該事業の遂行に伴い作成又は取得する他の経理関係書類とともに一つのファイルにつづられ、校長の管理の下、所定の場所において保存されているものである。

(2) 関係規定

非公開公文書に係る平成11年度及び平成12年度の宿泊研修及び修学旅行の経費は、平成16年2月に改正される以前の札幌市立学校徴収金取扱要領（平成8年教育長決裁。以下「旧要領」という。）第3条第2号にて規定される積立金に該当するものである。

その取扱いについて、旧要領第24条の規定に基づき具体的事務処理を規定した学校徴収金事務の手引（5）によると、学校徴収金による物品購入に際しては、当該事務の執行書類である物品等購入伺書及び支出伺書・精算書に、その一連の書類として見積書、納品書、領収書を添付して保存すること、また、支払は、（1）にて、請求

書により内容を確認のうえ学校長の決裁により行うこととされている。

さらに、旧要領第11条において、校長は、原則として会計年度終了後速やかに会計区分ごとに決算書を作成し、その結果を保護者に報告しなければならないこととされている。非公開公文書中、決算報告書は、同条に規定する決算書に該当するものである。

そして、これらの支出に係る証拠書類の保存期間は、第20条第2項にて当該年度経過後5年と定められている。

以上のことから、非公開公文書である決算報告書、納品書、領収書、請求書は、当該年度経過後5年間保存することと定められており、具体的には、平成11年度に作成又は取得した文書については平成17年3月末まで、平成12年度に作成又は取得した文書は18年3月末まで保管・管理されていなければならないものである。

2 非公開公文書の存否

実施機関では、非公開公文書について、本件請求を受けての対象校への現地調査及び事情聴取のほか、以前から対象校以外に非公開公文書が存在する場合を考慮して広く捜索を続けているが、いまだにその存在を確認するに至っていない。

このことについて、実施機関の説明に特に不合理な点は認められず、また、他に非公開公文書の存在をうかがわせる事実は認められなかった。

よって、実施機関が非公開公文書とその所在不明のため非公開としたことについて、結果として妥当であると認めざるを得ない。

3 結論

以上のことから、当審査会は、第1のとおり判断するものとする。

4 付記

実施機関が公文書を適正に保存・管理することは、条例第29条に規定されるとおり、情報公開制度が適正に運営されること的前提をなすものである。

実施機関においては、今後、条例及び文書管理に係る規定の趣旨を踏まえて適正な文書管理が行われるよう、強く注意を喚起する。

第6 審査経過

次表のとおり。

| 年 月 日 | 審 査 経 過 |
|--------------------------|--------------------------------------|
| 平成16年1月8日 | 諮問書及び審査庁の非公開理由説明書を受理 |
| 平成16年6月16日 | 審査請求人に審査庁の非公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請 |
| 平成16年7月12日 (第156回審査会) | 事案の概要説明 |
| 平成16年7月29日 (第157回審査会) | 審査請求人から意見を聴取 |
| 平成16年7月30日 (第158回審査会) | 実施機関から事情を聴取 |
| 平成16年8月19日 (第1回第1部会) | 審 議 |
| 平成16年8月31日 (第2回第1部会) | 審 議 |
| 平成16年9月15日 (第159回審査会) | 審 議 |
| 平成16年10月4日 | 答 申 |